

総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会新市場拡大措置検討小委員会事務局御中

下記の通り、「新市場拡大措置検討小委員会報告書（案）」への意見を提出致しますので、よろしくお願い致します。

氏名：畑 直之（はた なおゆき）

職業／所属団体：気候ネットワーク

（ただし本稿は個人の意見であって所属団体を代表するものではありません）

（以下、意見は 13 項目です）

（該当箇所・全体）

（意見の概要）報告書案は、普及・拡大の際のコスト低減を重視しすぎて本末転倒になっている。大目的である再生可能エネルギーの普及・拡大を最重視した案に検討し直すべき。

（意見及び理由）小委員会はまず第一に再生可能エネルギーの普及・拡大のための制度をつくる場であって、普及・拡大の際のコスト低減は付随する二次的な要素にすぎないはずである。しかるに報告書案はコスト低減を重視しすぎて、肝心の再生可能エネルギーの普及・拡大がおぼつかない制度になっている。全面的に検討し直すべきである。

（該当箇所・12 ページ 20 行目～14 ページ 12 行目及び 15 ページ 30 行目～17 ページ 6 行目）

（意見の概要）報告書案は、固定価格買取制度と RPS 制度の比較評価で、前者の悪い面や後者の良い面ばかり見るなど恣意的である。公平な分析・評価を行うべき。

（意見及び理由）デンマーク・ドイツ・スペインなど欧州の多くの国で固定価格買取制度によって再生可能エネルギーの普及・拡大を進めてきた実績がある。しかし RPS 制度でこれほどの再生可能エネルギーの拡大を実現した国はまだない。「再生可能エネルギーの普及・拡大」を目的とする以上、その効果に最も実績のある制度を導入するのが妥当である。

（該当箇所・12 ページ 20 行目～14 ページ 12 行目及び 15 ページ 30 行目～17 ページ 6 行目）

（意見の概要）RPS 制度は証書価格が不安定になり参入しようとする再生可能エネルギー発電事業者にとって長期の事業計画が立てずらくなる。このような変動が大きい制度は適当でない。

（意見及び理由）これに対し固定価格買取制度は売電価格が決まっているので再生可能エネルギー発電事業者は事業計画を立てやすく、確実に新規参入を増やせる。この点でも、固定価格買取制度の方が明らかに優れている。確実性において RPS 制度が優れるとの記述は一方的であり改めるべき

（該当箇所・12 ページ 20 行目～14 ページ 12 行目及び 15 ページ 30 行目～17 ページ 6 行目）

（意見の概要）固定価格買取制度での売買電価格設定の方が、RPS 制度でのクォータ設定より明らかに容易であり、この面からも固定価格買取制度を選択すべき。

（意見及び理由）固定価格買取制度での売買電価格については、現行のコストや電気料金など関係する情報が豊富で蓄積があるので適切な価格設定は困難ではない。確かに導入量を直接コントロールはできないが、適切な価格改定を行っていけば、狙う導入量に近づけることもさほど困難ではない。しかし RPS 制度でのクォータ量をどう設定したら適切かは、前者に比べて情報の蓄積が著しく少なく、困難が多い。適切なクォータを設定出来ない場合、むしろ RPS 制度の方が目標達成の確実性が低く

なることもあり得る。この点からも、確実性において RPS 制度が優れるとの記述は一方的であり改めるべき

(該当箇所・12 ページ 38 行目～13 ページ 11 行目)

(意見の概要) コスト削減インセンティブには、社会全体でかかる費用と再生可能エネルギー発電事業者の費用とがあるが、報告書案では後者の分析が不足しており、考察を補うべき。

(意見及び理由) 報告書案では社会全体でかかる費用 (再生可能エネルギーを買う側 (消費者 (含む一般企業) ・国民)) の考察はある程度行われているが、再生可能エネルギー発電事業者への価格インセンティブの考察が不足である。RPS 制度は固定価格買取制度に比べて発電事業者の技術開発に与えるインセンティブが極めて限定的になる。発電事業者の技術開発にインセンティブを与えるという点では、固定価格買取制度の方が明らかに優れている。

(該当箇所・12 ページ 38 行目～13 ページ 11 行目)

(意見の概要) RPS 制度の方が市場機能の活用の点で優れるとの考察は疑問である。RPS 制度によってつくられるのは人工的な狭い市場にすぎない。市場機能という意味を捉え直すべき。

(意見及び理由) RPS 制度によってつくり出される市場は極めて限定された人工的な市場にすぎず、広がらない恐れがある。今ある資本主義市場を生かすという点では固定価格買取制度が優れる。市場は今ある資本主義市場のもとで事業者が自ら広げるものであろう。

(該当箇所・17 ページ 9 行目～11 行目)

(意見の概要) 報告書案では、クォータ量をいかに適切に設定するのか、方法が不明であるが、明示すべき。

(意見及び理由) クォータ量が適切に設定されなければ RPS 制度は機能しない。経済産業大臣は如何なる方法でクォータを設定するのか、具体的な制度案を報告書に記すべき。

(該当箇所・17 ページ 12 行目～23 行目)

(意見の概要) クォータ量を当初は低めの水準に設定するのでは、再生可能エネルギーの普及・拡大の効果が弱いので、当初からある程度意欲的な設定にすべき。

(意見及び理由) クォータ量はある程度意欲的な設定でないと再生可能エネルギーの普及・拡大につながらない。法外に大きい目標はもちろん現実的ではないが、当初からある程度意欲的な設定にすべきである。なお RPS 制度では、クォータ量を越えると普及・拡大のインセンティブが失われるのは言うまでもない。固定価格買取制度なら量に限界なくインセンティブ効果が発揮される。

(該当箇所・17 ページ 30 行目～18 ページ 2 行目)

(意見の概要) 環境面から問題の多い産業廃棄物発電も対象にするのは適切ではない。対象外とすべき。

(意見及び理由) 政府は一方で循環型社会形成のために廃棄物の削減を進めている。本来なくすべきである廃棄物が長期に渡って排出され続けることを前提にし、それに依存する廃棄物発電を対象に含めることは、環境面から絶対に認められない。なお現行の新エネ法で廃棄物発電が対象に含まれているのは承知しているが、これも改定して外すべきである。

(該当箇所・18 ページ 18 行目～19 行目)

(意見の概要) 法の公布日以降に運転を開始するものに対象を限定することは弊害を生じる。その時点で動いているすべての再生可能エネルギー発電施設とすべき。

(意見及び理由) 新設のものに限定すると、法が動き出すまでの間は事業者が様子見になって普及・

拡大にブレーキがかかってしまう恐れがある。再生可能エネルギーの普及・拡大を目的とする以上、設備の運転開始時期で対象を限定する必要は特にない考える。

（該当箇所・19 ページ 34 行目～20 ページ 5 行目）

（意見の概要）証書価格の上限価格を低く抑える仕組みを想定しており普及促進力のない低価格となる恐れがある。普及促進力のある価格とする仕組みが不可欠であり制度に組み込むべき。

（意見及び理由）普及に十分なインセンティブ効果を発揮する証書価格となるよう十分に留意した制度設計を図るべき。余りに低価格になると新規参入を促すことができず、再生可能エネルギーの普及・拡大の効果が期待できなくなってしまう。

（該当箇所・特になし）

（意見の概要）報告書案では、自然エネルギー発電事業者の証書の売り値には下限がない様に見受けられる。普及促進力のある価格とすべく、適切な下限を設けるべき。

（意見及び理由）前項と同じく、低い証書価格は新規参入を促さない恐れがあるので、証書販売価格に適切な下限を設ける制度設計とすべきである。

（該当箇所・21 ページ 11 行目～16 行目）

（意見の概要）3 年間は送電線の系統強化を行わないで済む範囲にとどめるとは、余りにも再生可能エネルギーの普及・拡大の意欲に欠ける。新制度の開始時から系統強化も行う制度とすべき。

（意見及び理由）系統連系対策は、固定価格買取制度・RPS 制度のいずれを取るにせよ、費用負担を含むそのルール化が政策上の必須要素である。新規参入者に過大な負担とならず、再生可能エネルギーの普及・拡大を促す制度設計とすべき。